

町内全域に光ファイバーを 光ファイバー「Bフレッツ」の誘致

光ファイバー「Bフレッツ」のサービス提供エリアは現在の町内の一部が対象となっておりませんが、最近では、光ファイバーを利用したサービスが拡大され、情報通信の重要な役割を担っています。町内全域が光ファイバーサービスの対象地域となることは、情報格差の是正と地域活性化に大きな役割を持ちます。

また、町民の皆さんからの強い要望もあり、NTT東日本に「Bフレッツ」サービスのエリアを拡大するための条件を確認したところ、町内全

域に光ファイバーが整備されるには、仮申込書での申し込みが必要であり、件数が多いほど、早期整備の可能性が高くなることとなりました。

町と商工会では、町全域での光ファイバー提供の実現と町内の皆さんの熱意を伝えるため、仮申込書を取りまとめ、NTT東日本に提出し、光ファイバー「Bフレッツ」の早期提供を要望したいと考えています。

ご利用を希望される方は、仮申込書の提出にご協力ください。なお、詳細は、仮申込

書または町ホームページをご覧ください。

仮申込書受付期限 11月21日(金)

仮申込書配布場所 役場1階受付、企画政策課、白里出張所、中部コミュニティセンター、町商工会

町ホームページからもダウンロードできます

Bフレッツは、銅線と違い、光ファイバーを利用してアクセスを行うサービスであり、電気信号ではなく光を使って通信を行うため、距離による速度の低下がほとんどないのが特徴であり、いつでもイン

ターネットのアクセスを快適にします。

現在のサービス提供エリア

みずほ台、季美の森南、みどりが丘、みやこ野、ながた野、南横川、上谷新田、上貝塚、木崎、柳橋、北吉田、桂山、九十根、長国、下ヶ傍、富田、星谷、北横川、二之袋

提供エリアがあっても、設備状況により、一部サービスの提供できない地域があります

町商工会 ☎(70)0304 ☎(72)0239

苦情や困りごとを解決 行政相談週間

10月20日(月)から26日(日)は、行政相談週間です。
総務大臣から委嘱された行政相談委員が苦情や困りごとをお聞きし、その解決の手助けをします。
相談は無料で、秘密は厳守します。

行政相談

- ▶日時 = 10月15日(水)10時～15時
- ▶会場 = 中央公民館1階講義室
- ▶行政相談委員 = 古山茂氏
- 問 住民課コミュニティ推進班
- ☎(70)0342

高齢者のインフルエンザ予防接種

この接種は希望者が受けるものです。認知症などで本人の意思確認ができない場合は接種できません。

対象 町に住民登録されている方で、接種日に次の要件を満たしている方

- 満65歳以上の方(誕生日の前日から受けられます)
- 満60歳以上65歳未満で、厚生労働省で定める心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全でウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

接種場所 山武郡市内の指定医療機関 その他の医療機関で接種を希望する方は、必ず事前にご相談ください

接種期間 12月31日(水)まで

各医療機関に接種日を確認してください

接種の町負担額 1,000円

予診票の送付 昭和17年10月1日、昭和18年9月30日生

その他

の方には予診票等を個別に通知します。の方は、事前に申し込みをしてください。

また、接種期間中に65歳の誕生日を迎える方、平成20年8月31日以降に転入された方は、申し出てください。

申・問健康介護課健康指導班 ☎(72)8321

簡易保育所(認可外保育施設)を利用している保護者へ

町では、就学前児童の適切な保育と保護者の負担軽減を目的に、簡易保育所(認可外保育施設)を利用している保護者へ、助成金を年に2回交付しています。

今回、4月から9月までの利用分に対して申請を受け付けます。

なお、10月以降の利用者は、3月に申請を受け付ける予定です。

詳細については問い合わせください

対象 町内在住者

一定の要件に適合する簡易保育所へ児童を預けている方

(企業や医療法人が設置する保育所は除く)

月の利用日数が15日以上

月額保育料が3万円以上

月額助成額(平成20年4月1日現在の年齢)

- ・3歳未満児 6,600円
- ・3歳以上児 4,100円

交付申請書配布場所 社会福祉児童課、各簡易保育所

提出期限 10月20日(月)

申・問社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

地域包括支援センターだより 17

認知症サポーター養成講座を開催

認知症は老化に伴い、誰にでも起こりうる病気です。地域包括支援センターでは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる町をつくるために、認知症に対する知識や、認知症の方への接し方等を学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。

養成講座を受講した方は、認知症について正しい知識を持つ認知症サポーターとして、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者となっていただきます。

認知症サポーター養成講座

- ▶日時 = 11月21日(金)13時30分
- ▶会場 = 保健文化センター 1階集団指導室
- ▶その他 = 申し込みが必要です

いきいきすこやか講演会
年をとるのはこわくない!!
～健康で長生きするための食生活を考える～

- ▶日時 = 10月8日(水)10時
- ▶会場 = 中央公民館1階講堂

ちょっといい話

認知症サポーター養成講座を受講したある方が、病院の近くをスリッパで歩いている高齢者を見かけました。「どこへ行かれるのですか」とやさしく声をかけると遠くの地名をいうので「ちょっと変だな」と感じ、病院へ連れて行くと、その高齢者は病院へ入院して認知症のため病院を出て行ってしまったとのこと。高齢者の気持ちに寄り添って対応したところ、高齢者も安心して病室に戻ることができました。

悪質業者は 高齢者・障害者を 狙っています!

高齢者や障害者をターゲットにした訪問販売等の被害が増えています。

悪徳リフォームや、水質検査などを口実に家に上がり込み、最終的に「修理が必要」と言って高額な工事契約に結びつける「点検商法」のほか、ふとんや健康食品、金融商品を扱った訪問販売のトラブルも増えています。

悪徳業者は言葉巧みに不安をあり、親切にして信用させます。また、自宅にすることが多い高齢者や障害者が、ターゲットになりやすいのも特徴です。

トラブルを防ぐには、ご家族、民生委員、ホームヘルパー、ご近所など周りの方々の見守りが大切です。

心配なときは、町住民課または最寄りの消費者センター等にご相談ください。

実際にあった訪問販売 トラブルの事例

～国民生活センター
ホームページから～

一人暮らしの父が公共料金を払えなくなったというので、驚いて行ってみると、通帳の残高がなくなっていました。70代で認知症の父は、約3年間に訪問販売で布団などを次々に買われ、合計約350万円にもなっていました。セールスマンが次々変わり、父が「訪問しないで」と言っても、聞き入れられずに何度も訪ねてきたといひます。

また、この業者以外にもたくさんの契約がありました。



問 住民課コミュニティ推進班 ☎(70)0342

申・問 地域包括支援センター ☎(70)0439